

(6) Contact point for tender documentation : Tomoyuki Nishii, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 3—3—1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref 980—8602 Japan. TEL 022—716—0013

### 入札公告 (建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 5 月 27 日

(契約責任者)

西日本高速道路株式会社 関西支社  
支社長 前 邦彦

◎調達機関番号 419 ◎所在地番号 27

#### ○第 16 号

##### 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 新名神高速道路 宇治田原第二高架橋 (PC 上部工) 工事 (不落札協議対象・電子入札対象)
- (3) 工事場所  
自) 京都府綴喜郡宇治田原町郷之口  
至) 京都府綴喜郡宇治田原町郷之口
- (4) 工事内容 本工事は、新名神高速道路大津～城陽間のうち、綴喜郡宇治田原町に位置する宇治田原第二高架橋の PC 上部工工事である。
- (5) 工事概算数量 上り線 6,847㎡  
下り線 7,289㎡
- (6) 工期 契約締結日の翌日から1410日間
- (7) 使用する主要な資機材  
コンクリート 約20,100㎡  
鉄筋 約3,400 t  
PC 鋼材 約830 t
- (8) 本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
- (9) 本工事は、「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書 (以下「設計図

書」という。)又はそのうちあらかじめ指定する部分 (以下「標準案」という。)に係る具体的な施工計画その他の提案 (以下「技術提案」という。)について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

- (10) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事である。
- (11) 本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
- (12) 紙入札方式の場合(11)の単価表は原則として電磁的記録媒体 (CD-R) で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。
- (13) 本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額 (以下「単価」という。)を合意することとする。  
総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式 (以下「単価個別合意方式」という。)によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式 (以下「単価包括合意方式」という。)により行うものとする。
- (14) 本工事は「共通仮設費 (率分) のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用 (以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の

支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費 労働者の送迎費、宿泊費、借上費 (宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

労務管理費 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (15) 本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札、不落札後の随意契約に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。  
不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施行方法その他の技術的事項について、入札時において提出された単価表その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。
- (16) 本工事における契約責任者、下記 2(2)に規定する競争参加資格条件及びその他の条件は、契約制限価格にかかわらず本工事の入札公告時における発注規模に基づくものである。

2 競争参加資格 当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則 (平成17年細則第7号) 第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争 (指名競争) 参加資格のうち、「PC 橋上部工工事」の資格を有し (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争 (指名競争) 参加資格の再認定を受けていること。)、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,350点以上である者 (上記の再認定を受け

た者にあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,350点以上であること。)。又は、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上であり (上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。)、この条件を満たす 2 者又は 3 者で構成された共同企業体。なお、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

- (3) 施工実績 平成16年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事 (旧日本道路公団が発注した工事を含む。)である場合にあつては、評定合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号) 第2条第1項の政令で定める法人 (以下「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあつては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(ア) 同種工事 片持張出架設工法により架設した、最大支間長95m以上を有する PC (PCR を含む) 連続箱桁橋の新設工事

ただし、特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が(ア)同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、(イ)同種工事の施工実績を有すること。

(イ) 同種工事 片持張出架設工法により架設した、最大支間長45m以上を有する PC (PCR を含む) 連続箱桁橋の新設工事

- (4) 配置予定の技術者等 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 専任の主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。